

法律事務所フォーマット

作成日付	2020年1月16日
ご記入者名	総務人事グループ

* の部分のみ記入(選択)ください

◇事務所概要

事務所 中文 名称	日本瓜生系賀律師事務所
事務所 英文 名称	URYU & ITOGA
本社 住所	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル36階
設立 年月	2002年8月19日
従業員 数	約100名
T E L	03-555-8400
F A X	03-5575-0800
E-mail アドレ ス	information@uryuitoga.com
事務所 Homepage	https://uryuitoga.com/

法律上の専門領域	
技術上の専門領域	

代表者名
日系企業対応窓口
主要知財分野責任者

氏名	TEL	FAX	E-mail
瓜生 健太郎	03-5575-8400	03-5575-0800	uryu@uryuitoga.com
森 啓太	03-5575-7713	03-5575-0800	mori@uryuitoga.com
吉川 景司	03-5575-7603	03-5575-8297	yoshikawa.keishi@uryuitoga.com

◇支所及び
提携事務所

中国国内外の支所	所在地	責任者	人数	TEL	FAX	E-Mail
国内	上海	千葉 香苗	4	86-21-6841-1088	86-21-6841-1078	chiba.kanae@uryuitoga.com
海外	ハノイ	谷本 規	3	84-24-3926-0037	84-24-3942-0098	tanimoto@uryuitoga.com
海外	ホーチミン	谷本 規	4	84-28-3824-7974	84-28-3824-7975	tanimoto@uryuitoga.com
海外	タシケント	ヤラシェフノディルベック	1	998-78-140-5575		yarashev.nodirbek@uryuitoga.com

提携事務所	事務所名
日本の法律事務所	
日本以外の海外法律事務所	堅海律師事務所(上海)
提携調査会社(任意)	

◇コミュニケーション

言語	会話可能者数	文書可能者数	対応可能な知財担当弁護士の数
日本語	約100名	約100名	4名
英語	約20名	約20名	4名

◇人員

人員構成	経験年数 1年未満	経験年数 1年～3年	経験年数 3年～5年	経験年数 5年～10年	経験年数 10年以上	小計	合計
弁護士の人数	3	6	5	6	20	40	46
知財担当弁護士の人数		1	1	1	1	6	
翻訳者		1	1	4		0	
事務員						0	

知財担当 主な弁護士	氏名	知財の専門領域 (特許、意匠、商標、不競法等)	技術の専門領域 (機械、電気、化学)	日本語 対応の可否	英語 対応の可否	経験年数 /担当件数
①	吉川 景司	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、ノウハウ・営業秘密、並行輸入、製造物責任、不競法違反行為等	化学(カーボンナノチューブ、グラフェン、半導体等)、医薬品、バイオテクノロジー、電池・バッテリー、工作機械、ソフトウェア等	可	可	7年/150件
②						/
③						/
④						/
⑤						/
元裁判官在籍の人数	3名		在籍元裁判官のお名前	山室 恵、澤田 忠之、熊代 なつみ		
元特許庁審査官在籍の人数			在籍元審査官のお名前			

料金体系	<input checked="" type="checkbox"/> 時間制	<input type="checkbox"/> パッケージ制	<input type="checkbox"/> その他
時間制の場合、大まかな料金の幅(任意)	〇〇～〇〇		通貨単位 <input type="checkbox"/> 人民元 <input type="checkbox"/> 日本円 <input type="checkbox"/> 米ドル

◇知財訴訟業務内容

知財訴訟と他の訴訟業務の比率	:	専利(特・実・意):商標:他事件の訴訟比率	:	:
クライアントの内外比率	:	主な外国クライアントの国籍と比率		

◇専利・商標出願業務

専利出願業務担当者数	機械部	化学部	電気部	その他分野部門	意匠	小計	合計
専利代理資格あり(弁理士)	1	1	1	1		4	4
専利代理資格あり(特許エンジニア)						0	
翻訳者						0	
事務員						0	

商標出願業務	人数	合計
商標代理人	3	5
翻訳者	1	
事務員	1	

◇事務所コメント

東京事務所、中国現地事務所、中国現地提携律師事務所、コンサルティング会社が一体となり、日本企業の戦略面におけるサポートから現地実務を踏まえた実行まで、迅速かつ適切に実施することができます。
知的財産権侵害関連分野においても、弊所では基礎調査のみならず、侵害対応にまで踏み込んだサービスを提供しております。